

「日の丸・君が代」問題の現在

成 嶋 隆

はじめに

今年二月頃から「日の丸・君が代」問題が急展開した。

朝日新聞社発行の月刊誌『論座』三月号がこの問題で特集を組み、そのなかで政党やマスコミ各社に対する「日の丸・君が代」問題についてのアンケート結果を掲載した。それに対する共産党の回答につき、二月一日付けの朝日新聞は、「共産、『日の丸・君が代』新見解」と題してセンセーショナルな報道を行った。

―「共産党は、日の丸・君が代をそのまま国旗・国歌とする法案が出されれば反対する考えだが、国民的な合意を前提にしつつ、法制化をめぐる論議には積極的

に参加している」という柔軟な姿勢を示している。」

二月二十八日、広島県立世羅高校長・石川敏浩氏が自殺した。マスコミは、卒業式における「日の丸・君が代」の扱いをめぐる県教委と教職員組合との「板挟み」の結果としてこれを報じた。

校長自殺事件のわずか二日後、小渕首相は「日の丸君が代」の「法制化」を検討するよう指示した。二月半ばの「法制化は考えていない」という前言を翻した格好である。

この頃から、新聞の投書欄には「日の丸・君が代」に関するさまざまな意見が寄せられるようになった。筆者は、三月から四月上旬にかけて、朝日・毎日・読売・新潟日報の投書欄に載ったすべての投稿を集めて

みたが、その結果は、朝日二二篇、毎日一七篇、読売四篇、日報一篇であった。

新聞の論壇・時評欄においても活発な議論が展開し始めた。例えば、朝日「論壇」欄は二人の養護学校教諭の投稿を掲載し、読売「論点」欄はシリーズで三人の学者の見解を掲載した。四月二十九日付けの同紙は、一面半を割いて小林節、中村政則、團伊玖磨による鼎談を掲載している。

総合雑誌では、『論座』五月号に千田夏光「幻の『大日本帝国国旗法案』」、『世界』五月号に細谷実『『日の丸・君が代』の論点整理』が掲載された。さらに『世界』六月号は、特集『『日の丸』『君が代』への視点』を組み、山住正己、駒込武、田中伸尚、佐伯啓思、井上達夫、中西新太郎、原武史らの論客を登場させた。

一方、共産党は、前述の朝日報道の後、国旗・国歌の問題での「国民的討論」を呼びかけ、機関紙赤旗号外を全世界帯に配布した。これにはかなりの反響があり、同紙は数次にわたって読者からの投稿を紹介する特集を組んだ。

三月末、広島県教委は、卒業式で「君が代」斉唱を実施しなかった県立学校の校長一七人を戒告処分につ

した。

四月九日、埼玉県立所沢高校で、学校主催の「入学式」と生徒主催の「入学を祝う会」が別々に行われた。「入学式」には新入生の約一割が出席。壇上のスタンには「日の丸」が掲載され、テープによる「君が代」斉唱が行われた。一方、「祝う会」には新入生全員が出席した。

五月一八日、政府・与党は「日の丸」を国旗、「君が代」を国歌と定める法案を今国会に提出し、成立をめざす方針を決めた。しかし、この間与党との協調路線をとってきた公明党が法案に難色を示すといった状況もあって、マスコミはしばらくの間、法案提出の可能性を疑問視していた。ところが六月九日、政府・自民党は国旗・国歌法案の今国会提出の方針を改めて表明し、一一日の閣議は法案提出を正式に了承した。

一、「日の丸・君が代」—シンボルとしての問題性

最近の「日の丸・君が代」をめぐる議論のなかで、一体何が争点となっているか。

第一は、「日の丸・君が代」が、それぞれ国旗・国歌としてふさわしいものかどうかという争点である。こ

の問題は、当然のことながら、これらの「旗」と「歌」がたどってきた歴史的沿革と切り離せない。そこで以下、それぞれの沿革をたどりながら問題の所在を探ってみたい。

1、「日の丸」の沿革

この旗の歴史的沿革において、ポイントとなる事項は以下のとおりである。

まず、明治期の一八七〇年に三つの太政官布告が発せられ、郵船商船・陸軍・海軍についてそれぞれ「国旗」が定められたが、それらは三者三様であり、この時期には日本国全体の印として一つの旗が「国旗」として定められていなかったという事実である。次に、一八九九年に船舶法が制定され、法律で初めて「日本の国旗」という文言が使用されたが、そこでも「日の丸」が「国旗」とは明示されなかったことも示唆的である。そして何よりも重要なのは、日本が一五年戦争に突入する一九三一年に、「大日本帝国国旗法案」が帝国議会に提出されるが、貴族院で審議未了、廃案となったといういきさつである。このことは、戦前期において、「日の丸」に法的な根拠を与えようとした試みが挫折したということを意味している。

戦後の歴史では、敗戦直後にGHQが「日の丸」掲揚禁止令を出したことが注目される。一方で「君が代」は放任されていたから少なくともGHQにとつて、「日の丸」には「君が代」とは異なる特別な意味があったのである。もっともこの禁止令は数年たらずで解除され、一九五〇年には文部省が「日の丸」掲揚を勧める通達を発している。そして、周知のごとく一九五八年に官報に告示された学習指導要領が、初めて学校儀式における「国旗掲揚」を「望ましい」と想定するに至る。その後は、学習指導要領の「日の丸」||日本国旗という前提のもとに、その「指導」の徹底が図られていくことになる。

2、「君が代」の沿革

古く『古今和歌集』の和歌を原歌とする「君が代」も、明治期に「国歌」的性格を与えられる。

この歌の沿革において注目されるのは、一八六九年に薩摩藩砲兵隊長の大山巖がイギリス人フェントンに、次いで一八八〇年に海軍省に依頼された宮内省がドイツ人エッケルトに協力を依頼して「君が代」の作成を試みた後、一八八二年、政府が文部省音楽取調掛に「国歌」制定を命じていることである。この作業は曲折を

経て、結局、政府が国歌を選定し、国民に歌わせるというやりかた自体が中止となる。その理由は、「国歌のような大事なものは、政府の命令で官立の機関がつくって、それを上から国民に示しても、国民に愛されない」との配慮からだという。この事情を、山住正己は「当時の政府はいまの政府よりもはるかに見識がある」と評している。「要するに、一八八〇年代前半の時点では、三つの「君が代」が併存していたことになる。これらのうち、二番目の宮内省雅楽部作のものが、学校教育のなかで「準国歌」的な性格を与えられていく。

一八九一年、文部省が「祝日大祭日儀式規程」を制定し、その儀式に「相応する」唱歌を合唱することを指示するが、一八九三年、その「唱歌」の一つとして「君が代」が加えられた。ただ、このときは「君が代」||「国歌」とはしていない。「国歌」の文字を「君が代」に冠したのは、一九三七年の国定教科書『小学修身書巻六』においてである。もともと、わずか五年後には「国歌」の文字が消えるのだが。

戦後に至り、「日の丸」と同様、一九五〇年の文部省通達が「君が代」の斉唱を唱道し、翌年にはNHK放送終了時の「君が代」演奏、大相撲表彰式での「君が

代」斉唱が開始される。さらに一九五八年、学習指導要領に「君が代」斉唱が盛り込まれる。六八年の指導要領改訂では、音楽科の項で「君が代」について「指導するものとする」とされ、さらに七七年改訂では「国歌『君が代』の表現が登場する。そして一九八九年改訂では、入学式・卒業式においては、「国旗掲揚」と「国歌斉唱」を「指導するものとする」とされた。ここに「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱が教育現場に強制される構図が完成するのである。

3、「君が代」のメッセージ性

「君が代」の「君」が何を指すかは、この間の「君が代」論争でも重要な争点の一つであった。原歌では「我が君」となっており、二人称としての「あなた」と解する余地と、「大君」つまり君主と解する余地とがあった。ただ、明治期においては「君」||「天皇」と解するのが通念となった。国定教科書は、「君」||「天皇陛下」としたうえで、「天皇の治める世の中が永続することを祈念する歌」と説明していた。戦後、文部省は一時期、「君」||「あなた」とする解釈を打ち出していたが、これが説得力を欠く、「こじつけ」であることはおおかたの国民が承知している。冒頭に紹介した新

開投書にも、この歌が天皇制の永続を祈願したものであるとの指摘が数多くあった。最近、政府筋から『君』は天皇を指すが、天皇は憲法で『日本国民統合の象徴』とされているから、『君が代』は結局、天皇によって象徴される日本国民の繁栄を願った歌だ」という巧妙な議論が登場しているが、索強付会以外の何物でもない。²²要するに、「君が代」は、その歌詞自体が現行日本憲法が基本原理とする国民主権原理とは相いれないものとなっており、そのことが、この歌に対する《拒否の論理》の最大の論拠となっている。

「君が代」の歌詞については、それが「自然の摂理に反する」との指摘がある。自然界においては「さざれ石（細れ石）」が、「いわお（巖）」となるという現象は生じないからである。小石が岩となるという話は、『西陽雜俎』という中国の伝奇小説集の「水中から拾ってきた石を仏殿に長年置いたら大きな岩になった」という伝説に基づいているようだが、たしかに非科学的な歌詞である。もっとも、歌というのは非現実的・空想的なものであってもなんら差し支えないわけで、この「非科学性」の問題はそれほどこだわる必要はないだろう。

「歌詞」つまり「ことば」のもつメッセージの問題性とともに看過されてはならないのは、「君が代」の《音楽性》の問題である。この点は、中田喜直をはじめとする音楽関係者が異口同音に指摘することだが、例えば「さざれ石」の部分を取るとき、ブレスの関係から「さざれ」と「石」が分断される、末尾の「むすまで」が「むくすくま〜」と異様に引き延ばされるなど、この歌は音楽として「できが悪い」というのだ。歌いうらいものになった一つの原因は、この歌が雅楽の旋法に基づいているからだという指摘もある。雅楽は、中国から伝来してきたもので、かつては貴族階級のなかで、明治以降は宮中において保存・継承されてきた音楽である。民衆の音楽感覚とは切断されたものであり、多分に威圧的な性格をもつものである。²³

かつて福岡県で、県立高校の卒業式に「君が代」をジャズ風にアレンジしてピアノ伴奏をした音楽教師が免職処分を受けるといふ事件が起きた。歌の部分は普通のメロディーなのだが、それに16ビートの伴奏をつけたというのだ。この事件で興味を引いたのは、その伴奏が始まったら、なんと生徒達の一部が「ノって」きて、大声で「君が代」を歌い出したという点である。

普通の？「君が代」がいかにか歌いづらいものであり、音楽として不出来であるかを、このことは裏付けているように思う。

4、「日の丸」のメッセージ性

「ことば」を伴う「君が代」の能弁さに比べ、これを持たない「日の丸」のメッセージ性はより希薄である。白地に赤い丸というシンプルなデザインは、「君が代」ほどのメッセージを担っていないからだ。この間の新聞投書のなかにも、「日の丸」自体が悪いわけではない。「デザインそのものはよい」という意見がけっこうあった。

筆者は、非常勤講師としてある専門学校憲法の講義を担当しているが、「日の丸・君が代」問題のところ、学生達に「赤い丸は何を意味するか？」と問うことがあつた。返ってくる答えのなかでいちばん多いのは、やはり「太陽」であるが、そのほかに「天皇」というのと「血」という答えもあつた。「日の丸弁当」になじみの薄いこの世代からは「梅干し」という答えはあまり出ない。

「天皇」という答えは意外だが、脈絡がないわけではない。つまり、天皇の祖先とされるのは天照大神だ

が、これは太陽神の一つだからである。「日」の丸が「日」の出ずる「国」の「天子様」を表すという着想には根拠がある。

「血」という答えも意外である。この連想は、単純に赤い色から発しているのかも知れないが、うがった見方をすれば、この旗が歴史的に果たした役割、つまり日本の侵略戦争の先兵として機能し、日本軍国主義を象徴する存在であつたことに結びつけているといえる。そして、この点こそが、「日の丸」の担う最大の強烈なメッセージなのである。アジア諸国の民衆が今なおこの旗に対して抱く恐怖感・嫌悪感は、私たち日本国民がこの旗を評価する際に、看過してはならないポイントである。

二、「日の丸・君が代」—強制の問題性

次に問題となるのは、学校現場において「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱が強制されていることである。今や全国各地に、文部省—県教委—学校（校長—教職員—児童・生徒）という強制のルートが完備し、さまざまな矛盾をひきおこしている。新聞投書のなかに、この強制の構図が何をもちたかを見詰めて告発するもの

があつた。群馬県の教員・須田章七郎氏の投稿である。一

「当時、多くの高校では、強制導入は納得がいかない」と、校長と職員との話し合いが続けられていた。しかし、県教委は職務命令を校長に出させ、強引に実施を迫った。実施を見送った一〇人余の校長は、県教委から厳しい指導を受け、ある校長は退職し、ある校長は現場から遠ざけられた。…論議を尽くそうとしても職務命令によつて強行される。このことは、教育の場合から『民主的』という最も大きな言葉を失わせることになつた。どんなに論議を尽くしても職員の総意が通らないことからくる、あきらめ感は、その後の諸会議にも影響を与えた。発言はめっきり少なくなつた。日の丸・君が代は物言わぬ教員をつくり出した。¹⁾

学校現場における「日の丸・君が代」強制の構図において問題となるのは、次の三点である。

① 学校における「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を義務づける法的な根拠はあるのか。

② 掲揚・斉唱にかかる職務命令は有効か。

③ 職員会議の決定を校長はくつがえせるのか。

これらの諸点について、筆者は以前、教育科学研究会第二九回大会（一九九〇年・大東文化大学）におけ

る報告で検討を加えた。以下、これを要約して記す。

① については、先に「日の丸・君が代」の沿革のところでもみたように、法制上の根拠はない。明治期の太政官布告はすでに失効しており、「国旗」を規定する船舶法・商標法・自衛隊法などにしても「日の丸」国旗」とは定めていない。「君が代」についても、これを日本国歌とする法令は皆無である。こうした法制上の弱点を補うものとして政府・文部省が持ち出したのが、周知の学習指導要領と「慣習法」という理屈である。

前述のとおり、一九五八年改訂で学習指導要領に「国旗・国歌」が登場したが、この年以來、文部省は学習指導要領について「法的拘束力を有する教育課程の国家基準」であるとの説明をするようになり、これを前提として学校への強制を行つてきた。八九年改訂では「指導するものとする」という、より強い調子の表現となり、違反に対する処分事件も急増した。

学習指導要領が一九四七年に初めて登場したとき、文部省はこれを「各学校における教育課程編成上の参考資料」として位置づけていた。タイトルにも「試案」の文字が入っていた。教育課程編成のありかたとしては、この当時のスタイルこそが教育条理上好ましいし、

戦後教育改革の理念にも合致する。つまり教育の内容や方法といった、いわゆる内的事項 (internal) に関しては、法的に規制することに本来なじまず、したがって法により教育の内的事項を定める場合 (教育課程立法) には、法定するのは教科・科目名、標準授業時数といった外枠的な部分のみに限定されねばならない。

ところが学習指導要領は、この限界を大きく超え、教育課程の細目にわたり基準を定めている。このような文書は、法的拘束力をもつべきものではなく、あくまでも指導助言文書と解釈しなければならぬということである。

「慣習法」論とは、『日の丸』国旗、君が代、国歌とすることは慣習法として定着している」という議論であり、政府は一九八〇年代末からこの見解を打ち出している。しかし、この議論にも種々の欠陥がある。第一に、これが「事実上の慣行」と「慣習法」とを混同している点である。「事実上の慣行」が「慣習法」に高められたためには、国民の間に「事実上の慣行」を国家法として遵守するという法的な確信がなければならぬが、世論調査の結果によってもそのような国民の法意識は確認されない。第二に、かりに「慣習法」とし

て成立していることを認めるにしても、その「慣習法」には「任意法規に劣る効力」しか認められないとするのが法律学の常識である。したがって、「慣習法」違反による「処分」などという筋は出てくる余地がない。

第三に、「慣習法」の内容が憲法規範に反する場合も、その効力は認められないとされている。この点、とくに「君が代」の場合は、国民主権の憲法原理に反することが明白であるから、国歌としての法的地位を与えられることはできない。

このように、政府が法的根拠として援用してきた学習指導要領と「慣習法」は、いずれも「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を学校現場に義務づける根拠とはなりえないことがわかる。実は、この点は、今回政府が「法制化」を言い出したこと自体によって、皮肉にも立証された。

中央教育審議会会長も務める日経連の根本二郎会長が、「法制化」について「学習指導要領での規定だけでは、国民に対する意思表示として、やや足りない」と述べているが、これは「学習指導要領根拠論」の弱さを政府サイドでも告白したことを意味する。「慣習法」論にしても、結局、それでは不十分だからこそ「法制

化」が提唱されたのであるから、この議論がもはや通用しないのは明らかである。

②の職務命令に関しては、次の点が問題となる。ここでは、公立学校において校長が教師に対して職務命令を発する場合について述べる。

文部省の行政解釈は、学校教育法二八条三項の「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する」との規定を根拠に、校長を所属職員に対する「職務上の上司」として位置づけ、公務員一般に課せられる上司の職務命令への服従義務を導いている。これに対して有力な教育法学説は、教育基本法一〇条一項（「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」）の規定から、校長は教師の教育活動に関する職務命令を発する権限を持たない、としている。どういう意味かという点、たしかに校長は所属職員に対する監督権を有するが、具体的な教育活動については各教師の「職務上の独立」にかかわるものであり、校長はそれについては指導助言権のみを有するにすぎない、したがって具体的教育活動について職務命令を発することは、教基法の禁ずる「不当な支配」に定型的に該当するということである。

「日の丸・君が代」問題に関する職務命令は、このように教師の教育権と抵触するのみならず、教師個人の市民的自由の保障とも衝突する。教師といえども、憲法で保障された思想・良心の自由（一九条）を当然に享受するからである。

③の職員会議については、大学の教授会とは異なり、小・中・高校の職員会議については学校教育法その他に明文の規定がないことから、その性格をめぐって論争があった。

文部省の行政解釈は、職員会議を校長の校務運営を補助する諮問機関として位置づけ、決定機関とはしていない。これに対して教育法学の多数説は、学校自治の観点を踏まえつつ職員会議を学校の意思決定機関と捉え、校長はその決定を対外的に表示する権限をもつにとどまる、としている。先の高校教員の投書にみるとおり、どちらの解釈が教育条理に即しているかは明瞭である。

三、「法制化」をめぐる

1 「法制化」のねらい

政府が「日の丸・君が代」の「法制化」を打ち出し

たのは今回が初めてではない。一九六一年に政府の公式制度連絡調査会議が「国旗小委員会」および「国歌・紋章小委員会」を開催したり、七四年に時の田中首相が「日の丸・君が代」法制化の意向を表明したという経緯がある。最近でも、一九九三年に自民党の中山正暉議員らが「国旗法案」をまとめている。⁶⁾

今回、この問題が急展開した直接のきっかけは、明らかに前述の広島県での校長自殺事件である。自殺の原因については、マスコミのおおかたの見方は、先に紹介したように県教委と現場教職員との「板挟み」ということであつた。政府もこれを受けて、「教育現場の混乱をなくすため」という理由で、「法制化」を言い出した。この発想には、一人の人間の死を「奇貨」として利用しようとする権力者のあさましささえ感じる。新潟日報社説も、次のように政府を批判した。――「そもそも日の丸・君が代が法制化されていないから、教育現場で混乱や悲劇が起きる。法律で国旗・国歌にすれば、そうした事態は防止できる――政府の発想には、そんな狙いが感じられない。もしもそんな思惑があるとすれば、本末転倒といわざるを得ない。」⁷⁾この社説は、他紙のそれが広島的事件を「板挟み」と説明し、

いわば県教委と教職員を「両成敗」的に指弾するなかで、「広島」の事件の背景にあるのは、学校の入学式や卒業式での日の丸掲揚、君が代斉唱を事実上義務づけてきた文部省の学習指導要領である」と、本質を的確に言い当てた。また、「学習指導要領だけでも混乱を生んでいるというのに、さらに法制化によって日の丸・君が代を押し付ければ、トラブルはますます拡大するだろう」と警告している。

「法制化」の問題性は、まさにこの日報社説が指摘した点にある。野中広務官房長官は「掲揚や斉唱を義務づける強制条項は盛り込まない」と言っているが、これが政府の本音であるとは思えない。現に、自民党内からは「法制化すれば、日の丸・君が代を義務化するのには当然だ」との声が上がっている。

共産党がこの問題での「国民的議論」を呼びかけ、国民的な合意のうえでの「国旗・国歌の法制化」の可能性を示唆したことは前言したが、これに対する読者の電子メールによる投稿に、次のようなものがあった。――「日本共産党は論議の機運は高まっているといっていますが、高まっているのは、日の丸と君が代を国旗・国歌にしようという、自民党を中心とした勢力の機

運だけです。ちょうどその時期に、日本共産党が『議論すること自体については賛成である。』と政策転換したために、その勢力は『渡りに船』とばかりに活発に活動し始めたわけです。現状をみれば、日本共産党がいうような『なにを国歌とするか』『なにを国旗とするか』というような議論には、けつしてならないことは明白です。いろいろな調査をみても、日の丸・君が代が国旗・国歌と考えている人が多いことは、事実として認めなければなりません。いったん日の丸、君が代を国旗・国歌として法制化すれば、今まで以上に教育現場はおろか、企業から町内会、個々の家庭に至るまで強制されることは、火を見るより明らかです。現在、自民党政府は『強制することは考えていない』などといっています。そんなことが信用できないことは、日本共産党が一番よく知っています。……⁽¹⁶⁾この意見に、問題の所在が的確に指摘されている。「法制化」の危険性は、今や明白である。

2 「国民投票」は妥当か？

この間の「日の丸・君が代」論争では、従来なかった新しい論点が登場している。「国旗・国歌を国民投票で決めるべきか否か」という問題である。朝日新聞「論

壇」欄に投稿した養護学校教諭・久保田浩司氏は「この問題を今、きちんと決着するために、国民の真意を問う国民投票の実施を提案したい」と主張した。共産党にファクスで意見を寄せた大阪の男性も、「あっさり国民投票によって、賛否を問うて、決めたらどうでしょう」と述べる。『大事なことは国民投票で決めよう！』⁽¹⁶⁾の著者・今井一氏は、以前から国民投票のテーマの一つとして「日の丸・君が代」問題をあげている。⁽¹⁷⁾

筆者は、「国旗・国歌」の問題を国民投票で決めるというやりかたに、根本的な疑問を抱いている。それは、「国旗」や「国歌」に対する国民個人の対応という事柄は、本来、当該個人の思想・信条にかかわることであり、強制されるべき筋合いのものではないという、ごく単純な命題に端を発している。

民主主義社会では、国民の総意に基づく政策決定というありかたが最も望ましく、そのためには、間接民主制の場合は議会への民意の最大限の反映、直接民主制の場合は国民投票や住民投票による政策決定というやりかたが適格的である。しかし、それらの「民主的」な手段も、最後の場面では多数決原理を援用せざるを得ない。「国旗・国歌」への対応という問題は、はたし

て「多数決」になじむのであろうか。

先に紹介した『世界』六月号の特集のなかに、教育学者・山住正己氏に対するインタビュがあるが、そこに次のようなやりとりが出てくる。――

「Q：国会では多数決で決めますね。はたして全体を象徴するものを、多数決だけで決めてしまうことがいいのかどうか。

A：歌や旗は多数決に馴染まない。フランスの『ラ・マルセイエーズ』などのように、民衆からだんだん広がつていくというのがいちばんいい。……

Q：国民投票で決めるという案もあります。そういう発想はどうですか。

A：その場合は、少なくとも複数の案が出されて、その中から選ぶようにすべきでしょうね。……」

この山住発言の後の部分は、「多数決に馴染まない」という前言と矛盾する（国民投票も多数決原理に基づくから）が、そのことはここでは問わない。重要なのは、前段の指摘である。

一般に思想・良心の自由など基本的人権（とくに精神的自由権）にかかわる問題というのは、国民投票や住民投票になじまないものと思われる。山下健次も、

この点について次のようにいう。――「一般に、基本的人権の制約をとまなう政策判断――具体的にはそのような条例制定に向けられた住民投票は、内容上人権保障規定違反の可能性を内包しているという理由とは別に、また決定としての法的効果をもつか、代表機関への助言的效果にとどまるかにかかわらず、住民投票にはなじまないと考えるべきであろう。それは、住民投票を住民の主権的権利としてとらえその重みを承認するがゆえに、かえって、その重みが人権保障に対してもつ負のインパクトをおそれるからである。」

国民投票を提唱する先の養護学校教諭や大阪の男性は、その提言の前段で、いずれも「日の丸・君が代」が学校に定着しないことに対する、ある種の「苛立ち」を隠していない。後者の場合は、「ガタガタいうなら、国民投票で片をつけろ」といった口ぶりである。こういうところにも、「国民投票」論の「あぶなさ」が感じられてならない。

（なるしまたかし・新潟大学法学部）

〔注〕

(1) 山住正己「インタビュ―日の丸・君が代法制化の意味」『世界』一九九九年六月号、六二頁。

(2) 政府は、国旗・国歌法案の国会提出を決定した六月二日の閣議で、「君が代」の「君」について、「日本国および日本国民統合の象徴である天皇」とする統一見解をまとめている。

(3) 米沢純夫「音楽教育と『君が代』」歴史教育者協議会編『日の丸・君が代・天皇・神話〔新版〕』地歴社、一九八一年、五〇―五三頁。

(4) 須田章七郎『強制』のもと沈黙する教員』朝日新聞一九九九年三月一六日「声」欄。

(5) 兼子仁『教育法〔新版〕有斐閣、一九七八年、四六一頁。

(6) ちなみに、中山案第四条の尊重規定（「国旗は厳肅に取り扱うものとし、その尊厳を犯してはならない」）の文言は、かつて廃案となった「大日本帝国国旗法案」の第一条（「国旗ノ取扱ハ厳肅ヲ旨トシ苟モ尊厳ヲ汚流スヘカラス」）のそれに酷似している。

(7) 社説「日の丸・君が代法制化急ぐ前に」新潟日報一九九九年三月七日。

(8) 赤旗一九九九年四月五日。

(9) 久保田浩司「『日の丸・君が代』は国民投票で」朝日新聞一九九九年四月一日「論壇」。

(10) 赤旗一九九九年四月五日。

(11) 今井一『大事なことは国民投票で決めよう！』ダイヤモンド社、一九九六年、八五頁。

(12) 山住・前掲注(1) 六五頁。

(13) 山下健次「住民投票の憲法上の意義」法と政策一九八二年二月号、七頁。

